

2 東 協 第 55 号
令和 3 年 3 月 19 日

一般社団法人東京都LPガス協会
高 圧 ガ ス 保 安 協 会
東京都液化石油ガス教育事務所
所 長 尾 崎 義 美
(印 略)

業務主任者の代理者講習会 開催ご案内

高圧ガス保安法第 31 条第 3 項並びに液化石油ガス法第 21 条第 1 項の規程に基づき、業務主任者の代理者講習会並びに技術検定試験を高圧ガス保安協会の委託で下記の通り実施致しますので、ご案内申し上げます。

1. 主 催 高圧ガス保安協会東京都液化石油ガス教育事務所

2. 講習会及び検定試験の日時、会場、定員

(1) 講習会

日 時：令和 3 年 6 月 23 日(水)～6 月 25 日(金)
9 時 00 分～17 時 00 分

会 場：東京セミナー学院 東京都豊島区西池袋 5-4-6

定 員：20 名

(受付期間中でも定員に達した場合は、受付を終了する場合がありますのでご了承下さい。)

(2) 検定試験

日 時：令和 3 年 7 月 9 日(金)
9 時 30 分～11 時 00 分

会 場：東京セミナー学院 東京都豊島区西池袋 5-4-6

※ 3 日間の講習に出席しないと検定試験は受けられません。

※ 第二種販売との同時受験はできなくなりました。

(業務主任者の代理者の資格を取得されても、国家試験の第二種販売の一部免除にはなりません。)

3. 講習内容

- (1) 法令
- (2) 保安管理技術

4. 受講受検料及びテキスト等金額（非課税）

- (1) 受講受検料 14,200 円

- (2) テキスト（消費税込）
 - ・ 第二種販売主任者講習テキスト（第4次改訂版） 2,520 円
 - ・ 液化石油ガス法規集（会 員） 3,300 円
（第35次改訂版令和2年1月発行）（一 般） 3,670 円
 - ・ 高压ガス保安法規集分冊（第17次改訂版令和2年1月発行） 1,880 円
 - ・ 高压ガス保安法概要（第二種販売主任者編） 870 円

- (3) 参考図書
問題集（令和3年4月発行） 2,080 円

- (4) 梱包送料 900 円

振込み指定銀行

銀行名	みずほ銀行
支店名	新宿中央支店
口座番号	(普通)2701564
口座名	一般社団法人 東京都LPガス協会

◎ 受講受検料等の合計額を上記指定口座にお振込み下さい。

◎ 振込み手数料は申込者の負担にてお願い致します。

※ テキスト、問題集等は当日販売も致しますが、受付の混雑時は販売に時間がかかる場合もありますのでご了承下さい。

※ 液石法を講習会当日ご購入される方は、すべて一般価格となりますのでご了承下さい。

5. 申込方法等

(1) 申込方法

本案内書に添付されている、「受講・受検申込書」、「受講・受検票」及び「振込内訳書」に必要事項を記入の上、郵送にてお申し込み下さい。

申込期間 令和3年5月6日（木）～5月14日（金）（14日消印有効）

- ◎ 「受講・受検票」に写真（4.5×3.5 cm）を貼付して下さい。
（検定試験終了後に回収します。）
- ◎ 「振込内訳書」に振込み領収書のコピーを貼付して下さい。2名以上はその合計額でも構いません。
- ◎ 高压ガス保安協会の規定により受講・受検票の送付後（正式受付後）の返金はできませんので予めご了承願います。

(2) 申込先

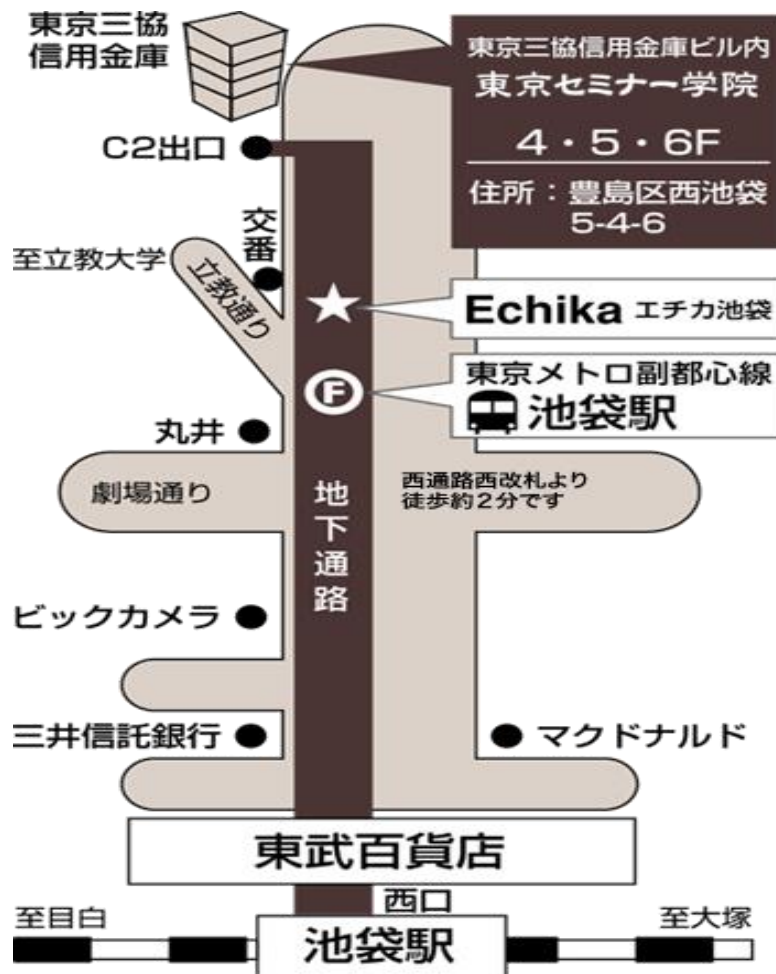
（一社）東京都LPガス協会 業務主任者の代理者講習係 〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-36-4 丁子屋ビル 4階 電話 03-5362-3881

6. テキスト注文の有無に関わらず、長3封筒に宛名を明記してお送り下さい。（切手不要）講習日の約1週間前迄に、「受講票」及び会場案内図等をお送りします。なお、テキストと受講票は別便で発送致します。

受講者情報の取り扱いについて

東京都液化石油ガス教育事務所は、講習申込された方のプライバシーを尊重します。

- ◇ 東京都液化石油ガス教育事務所は、講習の申込の際に氏名、生年月日、住所等の個人情報を収集します。これらの情報はこの講習の受付・採点・合否通知のために使用するほか、高圧ガスに関する資格、法定義務講習及び保安教育に関連した書籍等についての情報提供にも使用することがあります。
- ◇ 東京都液化石油ガス教育事務所は、上記の活動を行なうため個人情報を適切に管理していると認められる外部の業者に収集した個人情報の取扱いを委託することがあります。この場合、委託先では東京都液化石油ガス教育事務所の適切な監督の下に委託業務を実施するために個人情報を使用します。
- ◇ 東京都液化石油ガス教育事務所は、収集した個人情報を次のように使用することはありません。
 - ・申込者の個人情報を外部に意図的に公開・提供すること。
 - ・外部からの個人情報の公開・提供の依頼に対して本人の同意を得ずに提供すること。ただし、法令により開示しなければならない場合を除きます。
- ◇ 東京都液化石油ガス教育事務所は、個人情報について万全の管理を行ない、データの流出がないようにします。



振込内訳書

3業代

受講票等送付先

住所	自宅・勤務先 〒 _____
会社名 <small>入金元が個人の場合不要</small>	
氏名 <small>送付先が勤務先の場合は担当者名</small>	
電話	()

振込内訳

業務主任者の代理者講習			
受講料		14,200 円 × 人 =	円
テキスト		2,520 円 × 冊 =	円
液化石油ガス 法規集	会員	3,300 円 × 冊 =	円
	一般	3,670 円 × 冊 =	円
高圧ガス保安法規集分冊		1,880 円 × 冊 =	円
高圧ガス保安法概要 (第二種販売主任者編)		870 円 × 冊 =	円
問題集		2,080 円 × 冊 =	円
梱包送料		(テキスト等を注文しない方は不要)	900 円

合計 円

振込み領収書のコピー貼付欄

- 注意 1. 振込手数料は受講者負担でお願いします。
- 注意 2. 振込名義がわかるように振込領収書をコピーして貼付して下さい。
- 注意 3. 梱包送料不足の場合は着払いでお送り致しますのでご了承下さい。

高圧ガス保安協会
受講申込書

(この用紙は必要に応じてコピーして使用して下さい。)

高圧ガス保安協会
受講票

講習の種類	業務主任者の代理者			
フリガナ				
氏名				
生年月日	昭和・平成	年	月	日
現住所	〒	—	—	—
事業所名	電話	—	—	—
事業所所在地	〒	—	—	—
	電話	—	—	—

上記の通り申し込みます。

連絡担当者 氏名
電話

[記入上の注意事項]

1. 事業所名は勤務先を記入して下さい。
2. ※印の欄には記入しないで下さい。

※受講番号	131-39-			
講習の種類	業務主任者の代理者			
フリガナ				
氏名				
生年月日	昭和・平成	年	月	日

写真
(縦4.5cm×横3.5cm)
(写真は申込み日前6カ月以内に脱帽、正面、上半身を撮影した本人と確認できるものを貼付すること。なお、写真の裏面には氏名を記載して下さい。)

※出席確認欄	第1日	第2日	第3日

(切り離さないで提出すること)

[注意事項]

1. この受講票を毎日受付に提示し、出席確認欄に確認印を受けて下さい。
2. 出席確認欄に確認印がないときは、検定を受けられません。
3. この受講票を他人に使用させることはできません。
4. 講習・検定当日は必ずこの受講票を携帯し、検定会場では机上に出しておいて下さい。
5. この受講票は、検定終了後、検定立会者に提出して下さい。

※受講番号 131-39-

高圧ガス保安協会
東京都液化石油ガス教育事務所

受付印

この申込みで収集しました個人情報、この講習の受付・採点・合否通知のために使用するほか、高圧ガスに関する資格、法定義務講習及び保安教育に関連した情報提供にも使用します。なお、これらの情報に関する詳細は、本講習の案内書をご参照下さい。

平成29年11月

平成29年11月以降の法定資格講習検定試験の実施について
(不正行為への厳格化に伴う対応)高圧ガス保安協会
教育事業部

高圧ガス保安協会（KHK）が行っている製造保安責任者等法定資格講習の検定試験において、平成29年11月以降、不正行為への厳格化に伴う対応として、下記の通り、実施します。

これは、昨年（平成28年）11月より実施している携帯電話、スマートフォン等の通信機器（以下「通信機器」という。）を用いた不正行為への防止対策をさらに充実し、厳格な検定試験運営を目的としたものであり、受検者の皆様につきましては、ご理解・ご協力くださいますようお願い申し上げます。詳細は、協会HPの「受検上の注意」で必ずご確認ください。

1. 実施方法（平成29年11月以降の主な変更点）

- (1) 試験問題用紙は、検定試験途中、検定試験の終了後にかかわらず、すべての受検者から答案用紙を提出時に回収します（途中退室せず試験終了まで受験されていた方も回収します。）。なお、回収された試験問題用紙は返却しません。また、未使用の試験問題用紙も提供しません。
- (2) 試験問題は、試験日の翌日以降指定した期間、KHKホームページ（<http://www.khk.or.jp>）に掲載します。期間後の照会にはご対応いたしかねますので、ご了承ください。

2. 試験中における通信機器等の取扱について

- (1) 試験中は、通信機器等（時計型を含む。）の使用及び作動を禁止します。これらの通信機器等を時計及び電卓の代わりに使用することはできません。
- (2) 試験中に通信機器等を身につけている状態、または使用可能な場所（机の中など）に所持していることが確認された場合は、電源のON（マナーモードを含む。）・OFFにかかわらず不正行為とみなします。
- (3) 不正行為が判明した場合には、直ちに解答行為の停止を命じ、試験問題用紙、答案用紙及び受講票・受検票等関係書類は没収され、本試験は失格（無効）となります。

【本件のお問い合わせ先】 KHK 教育事業部 野久保、鈴木、熊谷
電話 03-3436-6102